

個人レポート

語られない背景・老夫人と語り手による戦略

―『葉櫻と魔笛』から

近 藤 史 織

一

『葉桜と魔笛』は、一九三九年六月に『若草』に発表された太宰治の短編小説である。老夫人が三十五年前の「葉桜のころ」を物語ることで、作中の時間は彼女の生きる現在から過去へと遡っていく。この三十五年前が、日本海海戦時の一九〇五年であることは作中の語りから明らかであり、ここから、老夫人の生きる現在は、作品発表年の翌年にあたる一九四〇年に設定されていることがわかる。このように、本作は時間軸が極めて明確に設定された作品であると言える。また同時に、舞台である「或るお城下まち」も、作中の描写と当時の地理的な側面からある程度特定することが可能である。

これまでは、作品のほとんどを回想の描写が占めるといふ特色故に、一九〇五年当時における姉と妹に焦点を当てた研究がなされてきた。また、作中の後半に見られる「神」や「信仰」という言葉から、キリスト教との繋がりを指摘したものもある^①。しかし、本作に設定された背景を一つずつ紐解いていったとき、そこに見えるのは、これまで唱えられてきたような姉妹の物語とは少々異なるものであると思われる。老夫人となった姉は、何故一九四〇年という特定の時代において語らなくてはな

らなかつたのか。舞台が「或るお城下まち」で、口笛が「軍艦マーチ」であるのは単なる偶然であつたのか。本稿では、作中における細かな描写に着目することで、老夫人としての姉に焦点を当てていく。また次章から先は、結婚以前における老夫人を「姉」と、以降においては「老夫人」と明確に分けて記載する。

二

初めに、作中で語られる出来事を時間軸に従って整理する。なお、カッコ内には当時における老夫人と妹の年齢を記した。

一八九八年 母、死去（姉・十三 妹十一）

一九〇三年（秋頃） 妹がM・Tを装い手紙を出し始める（姉・十八 妹・十六）

一九〇四年（秋頃） 「最後の一通の手紙」が届く（姉・十九 妹・十七）

一九〇五年（五月二十七日） 老夫人が物語る「あの日」

同年（五月三十日） 妹、死去（姉・二十 妹・十八）^②

一九〇九年（秋頃） 老夫人、結婚（老夫人・二十四）

一九二五年

父、死去（老夫人…四十〜四十一）

一九四〇年（五月）

老夫人の語る現在（老夫人…五十五）

これらは、作中における描写に基づいて整理した結果であるが、中には年代を断定できない事柄もある。その一つが、「或るお城下まち」に赴任した年である。これは作中で、「私十八、妹十六のとき」であったと述べられているため、この一文を根拠にすると一九〇三年ということになる。しかし同時に、妹が死んだ年について「その城下まちへ赴任して、二年目の春」と述べられていることを鑑みると、正確には、一九〇三年の夏から一九〇四年の春の間であると思われる。また、姉妹の誕生日は、赴任の翌日から五月三十日までの間に位置していたと考えられる。そして、以上のような幅は、妹がM・Tを装い手紙を出した時期が、赴任よりも以前にあたるのか、以後にあたるのかを不明瞭にする。しかし、当時の中学校の年度初めが四月一日であることを考慮すると、それに合わせて赴任したと考えるのが最も適切であると思われる。よって、妹が手紙を書き始めたのは「或るお城下まち」に赴任する以前のことである可能性が高く、姉妹の誕生日も初春から五月三〇日までの間であったと推察される。同様の理由により、松江への転任の年は、赴任から六年目にあたる一九〇九年の初春のことであると考察した。

ここまでは整理の方法について述べてきたが、こうして見えてきた時系列をもとに着目したいのは以下の点である。何故、母の死去した年を明確に示さなければならなかったのか。無論、これから語られる話の中に母親が登場しないことを考えると、冒頭においてその死に触れるのは極めて自然なことであると思われる。また、老夫人にとつて家族の死は、過去を回想する上で外すことのできない一つの区切りであったとも考え

られるため、彼女が正確な年代を述べる点は領けよう。しかし、視点を聞き手に移した時、その意識が向かうのは、老夫人の語りの大部分を占める三十五年前であり、その他の年代は付加された情報に過ぎないと捉えるのが自然ではないだろうか。聞き手、即ち「その老夫人は物語る」と述べる本作の語り手が、母の死や老夫人の結婚の年までをも明確に示すのには違和感を覚える。この人物が、老夫人の言葉を正確に書き取る記録者であれば話は別だが、仮にそうだとすれば、彼女の言葉は聊か整いすぎている。何十年前のことを回想する彼女に、一度も話を前後させずに述べることができただろうか。彼女の言葉は語り手によって修正されたものであり、語り手は敢えて、補足情報に過ぎなかったはずの母の死を明確な時間軸上に提示したのではないか。この語り手の問題については、後に「七」で述べることとし、まずは母の死去した年が如何なる意味を有していたのかについて考察を進めていく。

三

母の死去した一八九八年は如何なる年であったのか。明治三十一年にあたるこの年は、日清戦争から日露戦争の過渡期に位置する言わば動乱期であったものの、とりわけ大きな戦争や天災が起こった年ではなかった。しかし一方で、法律面においてはその後の明治時代の様相を決定する極めて重要な法が施行された年にあたる。

一八九八年七月十六日、この二年前に既に公布されていた「第一編 総則」「第二編 物権」「第三編 債権」に、「第四編 親族」「第五編 相続」が加えられ明治民法が施行された。この、第四編、第五編がいわゆる「家族法」と呼ばれるものであり、明治民法の施行によって家制度は確立されたと言える。こうした「家」の形が法律で定められていく中

での母の死がこの一家にいかなる影響を及ぼしたかは、家族構成を見れば明らかである。一家には、父と母と娘二人がいるのみであり男子はいない。男子の欠如が大きな痛手となることは言うまでもない。無論、法制化する以前から、さらに言えば中世の惣領制の時代から、長男が家族を統率していくことが慣例であったため、この痛手はこの時になって初めて認識されたものではないだろう。しかし、母の死は、将来においても、この一家に男子が誕生しないことを決定付けるものであると言える。そしてその死は、今までは慣例に過ぎなかったものが、明確に制度化された丁度その年に訪れているのである。

このように考えていったとき、老夫人の語る次の一文も、単純な文字通りの意味ではなくなってくるのである。

私も、それまでにいくらか話があったのでございますが、家を捨ててまで、よそへお嫁に行く気が起こらなかつたのでございます。

老夫人の語る「家を捨てて」という言葉。それは、自らが実家を離れることを示しているのみならず、そうすることが結果的に、明治民法に基づいて制度的に家が潰れることを、言わば文字通り家を捨てることになるという現実を示していたのではないだろうか。世間一般の女性のように他家に嫁げば家を捨てることになる。婚養子を取るという選択も無論可能ではあったが、特例である以上、そう簡単に話が進むものとも思えない。こうした葛藤故にこそ彼女が、世間一般の女性のように嫁に行くことができずにいたのだとしたら、「病の妹のせいで嫁に行けなかつた姉」という従来の解釈を疑う必要があるのではないだろうか。

四

従来の解釈では、姉が妹の病により自らの人生を犠牲にした人物として認識されることが多くあった。「私に似ないで、たいへん美しく、髪も長く、とてもよくできる、可愛い」妹と、母の死後から一家の切り回しを担ってきた姉という対比は、作中でも確かななされている。そうした中で、思いもよらぬ手紙を見つけた姉が、「妹の恋愛そのものに腹を立てている」⁽⁴⁾可能性も確かに否定はできない。また、これは妹の患う腎臓結核との関連の中でも述べられてきたことであるが、妹は極端に美化して語られている。井原あや氏が既に述べているように、「妹の身体にはもつと多くの末期症状が表出して当然である」⁽⁵⁾はずなのだ。実際、一九〇六年発行の『順天堂醫事研究會雜誌』において、手術を行わなかつた腎臓結核患者十人の既往症が明記されているが、うち六人に一年から二年前に、二人には八か月前に、そして残りの二人には数か月前から近來のうちに自覚症状が出ていた。そしてその症状は、おおよそ、下腹部疼痛、排尿時の痛みや出血、頻尿である。⁽⁶⁾無論、雑誌発行時と作中の時代には大きな隔たりがあるが、妹が治療をせずに放置していたことを考慮すると、雑誌に記載されている患者との間に大きな相違はないと考えていいであろう。即ち、「妹は、何も知らず、割に元氣で」という一文は、確かに違和感を覚えざるを得ないのだ。

しかしながら、妹の病を美化し、最期まで美しい少女として語ることが、必ずしも妹に対する嫉妬からくるものとは限らないはずだ。回想を続ける中で徐々に記憶が修正され、死者が美化されていくのは極めて自然な現象である。先述のように、姉が世間一般の女性のごとく適齢期で結婚できなかつた背景には家制度が関係しており、それは妹の病とは関

係のない問題である。もしも姉に妹の恋愛を嫉妬する心があるのだとしたら、手紙を見つけたその瞬間から妹に対し批判的になるのではないだろうか。ましてや、「自分自身にさえ、広い大きな世界がひらけて来るやうな」気持ちになることはないであろう。

では何故、彼女が嫉妬を抱くことがなかったのか。それは、医者言葉によつて妹の死を既に予期していたためであると推察される。彼女が抱いていたのは悲痛な同情である。自らは家制度が原因で、妹は病が原因で、「広い大きな世界」に生きることは決して叶わないことを彼女は悟つていた。だからこそ、思いがけない手紙は死の前にある妹に、そしてまた自分自身にさえも「広い大きな世界」を覗き見させてくれる唯一の存在であつた。母替わりであつた姉にとって、それは寧ろありがたい手紙であつたとも考えられる。だが、その手紙さえもが最後は現実を突きつけてきたのであつた。二人の抱える現実の苦しさを同時に認識させられたがために、彼女は「息ができなくなるらる」身悶えし、一通残らず手紙を焼くという突発的な行動に走つたのではないだろうか。M・Tを装つて記した姉の言葉は、最後の手紙の内容を、全面的に否定していると推察される。現実を変えることができない。まさしく、「僕たち、さびしく無力なのだから、他になんにもできないのだから」、言葉で否定することが精一杯の抵抗であつた。手紙の最後に書かれた「美しい結婚」という言葉は、自分たち二人には決して叶わないことを知つていながらも、どうにもならぬ現実への反抗として、姉が敢えて選択した言葉であると考えられるのである。

五

では、一方の妹は如何なる思いを抱き、自分宛ての手紙を書いていた

のか。妹が手紙を書き始めた時期について、本稿では先に「或るお城下まち」に赴任前である可能性が高いと結論付けたが、赴任後のことであつたとしても、おおよそ死の一年から一年半ほど前にあたることに変わりはない。自覚症状が出てきていたとしても不思議でない時期である。手紙を書き始めた理由について、妹は以下のように語っている。

「あたし、あんまり淋しいから、をととしの秋から、ひとりであんな手紙書いて、あたしに宛てて投函してゐたの。姉さん、ばかにしないでね。青春といふものは、ずるぶん大事なもののよ。あたし、病氣になつてから、それが、はつきりわかつて來たの」

妹は、自らに迫る死の影に気が付いたことで青春の大切さを知り、M・Tとの恋愛を想像して手紙を書いた。だが、もしも自身の心を慰めるためだけに記していたのであれば、筆筒の「引き出しの奥底に」隠しておく必要はなかつたであろう。やはりそこには、既に言及されてきたように、自らの死後にそれが発見されることを予期していた妹の姿を見るべきである。では、妹は如何なる目的のためにそうした行為に踏み切つたのであろうか。

妹が姉の「若い女としての口には言へぬ苦しみ」にどこまで気が付いていたのかは定かではない。しかし、姉が自身の苦しみを口にしていない段階で、「姉さんだつて、さうなのね」と全てを悟つたかの如く語る様子を鑑みると、妹は姉の苦しみを以前からある程度察していたのではないかと思われる。自らと同じように、しかし自らとは違う理由で「お懶巧すぎた」姉。彼女にはそうした姉の姿が、明治民法に縛られているように見えたのかもしれない。故にこそ、あえて「お懶巧」とは言えな

い自らの姿を見せ、姉の生き方に反発しようとしたのではないか。また同時に、明治民法下において絶対的な権力を有していた「父」という概念そのものへも、彼女は反抗の態度を示しているように思われる。それは、死を迎える彼女にしかできない主張であったのだろう。死者の主張は誰にも曲げさせることができない。死こそが自らの主張を絶対化する。それ故にこそ、父と姉に大きな衝撃を与えることを知りながらも、彼女は手紙を残したのである。そして、手紙の内容を信じ込ませるために、妹自身もまた、末期症状が出るまで病を隠し続けていたのではないだろうか。

しかし、結果的に手紙は発見され、彼女の予期していた通りになることはなかった。即ち、彼女の当初の目的は達成されなかったのである。だが、それ故にこそ彼女は、姉もまた「美しい結婚」という言葉を出すほどに大きな苦しみを抱えていた事実を確信することができた。そしてこの確信が、妹の中にあつた姉的な生き方への反発を抑え、「死ぬなんて、いやだ」という素直な心を吐露する方向へと彼女を導くことになったのである。また一方で、父への反発に関しては既に成功したと考えることも可能だ。老夫人が語るように、口笛は、父の「一世一代の狂言」であったと考えるのが自然である。よって、少なからず、妹の苦しみは父に通じていたことがわかる。また、もしも一九〇九年において姉が「よそへ」お嫁に行ったのであれば、それは、父が家制度に縛られない生き方を、即ち、妹の提示した「お懶巧」ではない生き方を認めたことを示していると言えよう。よって、妹の主張は確かに父には伝わっていたと推察されるのである。

六

父には伝えることのできた主張。伝えることのできなかったのは姉であった。先述の通り、妹は、姉も苦しみを抱えているという確信によって自らの気持ち素直に吐露するに至った。「死ぬなんて、いやだ。いやだ」と繰り返す姿からは、「無理難題をいひつけて甘つたれ」ていた以前の妹を想起することが可能である。彼女の中で、姉に対する反感は薄らいでいった。しかしそのことによって、姉は、妹が自身に対して抱いていた反感に気が付くことができなかった。そしてこれらの出来事は、姉の中で、「何もかも神さまの、おぼしめし」と認識されることとなったのである。

彼女がそうした考えを自ら否定したのは、「年とつて、もろもろの物慾が出て来て、(略)信仰とやらも少し薄らいで」きてからのことである。口笛も「ひよつとしたら、父の仕業ではなかつたらうか」と思われます。この「物慾」については、「肉欲」を示しているとの指摘もあるが、本作が時間軸の極めて明確な作品であることを考慮すると、寧ろ文字通りの「物慾」であると考えるべきではないだろうか。

戦時下においての「物慾」。それは大いに批判されるものであった。作品発表時の一九三九年は、「贅沢は敵だ」や「欲しがりません勝つまでは」といった有名な標語が登場する以前にあたる。しかしながら、既にこの年には国民徴用令や白米禁止令が出されており、国を挙げて戦争に勝つためのものづくりに従事し、不必要なものは排除しようとしていた。「物慾」を捨て、国家総動員で戦争へと向かっていく姿。客観的に観察すれば、そこにはある種宗教的な「信仰」心さえ存在しているように思われる。そうした時代において「物慾が起こり、信仰も薄らいで」と述べることは、それ自体がまさに国民として恥ずべき行為であり、「いけない」ことであつたはずだ。では何故老夫人は、「いけない」ことを

敢えて語るのか。それは、妹から向けられていた反感に気が付き、そして、彼女もまた父と同じく、その主張に同調したためである。

遠い昔に妹へ宛てた手紙。それは、彼女が妹の主張を知る以前のものではあった。よってそこには、現実への反抗は示されているものの、それはまさしく「言葉だけ」のものであった。「お懶巧」であることを否定した妹に対し、「まことの、讓の美しい生きかた」を主張していたのである。「葉櫻のころ」が来るたびに、何度も思い出した妹の姿。やがて彼女は、回想を続ける中でその矛盾に気が付いたのである。そしてそれは、彼女にとって深い後悔となった。妹を理解したつもりでいて理解できていなかったこと。そして何よりも、妹に約束してしまったのが、「軍艦マアチ」の口笛を吹くことであつたということ。「軍艦マアチ」の口笛を聞いた三日後に「あまりに静かに、早く」息をひきとつた妹。それはまるで、国家の行進に歯向かつたがために、魔力によつてその命を奪われたかのようであつた。無論、信仰の薄らいだ老夫人が、現在において口笛の魔力を信じているとは到底思えない。しかし、「軍艦マアチ」の示す、妹を理解してやれなかつた自らの姿が、彼女の中に深い後悔として刻み込まれたの言うまでもない。

七

妹の主張は、父へと伝わり、時を経て老夫人へと伝わつた。最後に、老夫人が語りの中で用いた二つの皮肉と、先に述べた語り手の存在について言及し、本稿を終えたいと思う。

まずは、老夫人の生きる現在、一九四〇年について。この年は、「軍艦マアチ」の完成から丁度、四〇年目にあたる年であつた。^⑧妹を理解できていなかつた自らを象徴する「軍艦マアチ」。その記念すべき年に敢

えて語ると言うこと。それは、今は「葉櫻^⑨」と化した老夫人にできる唯一の国家への反抗であつたと考えられる。

そして、冒頭で述べた「或るお城下まち」について。山崎重子氏が既に指摘しているように、^⑩ここは現在の島根県浜田市である可能性が高い。島根県には城下町が三つ（松江、浜田、津和野）あるが、そのうち日本海に面しているのは松江と浜田であり、松江が次の転任地であることから、条件に合うのは浜田であると言える。ただし、城下まちの中心部であつた濱田町の一九〇五年における人口は一一九六四人であり二万人ではなかつた。^⑪だが、当時の中学校を調べてみても、島根県立第一中学校（松江）、島根県立第二中学校（浜田）、島根県立第三中学校（出雲）の三校が記載されており、やはり、「日本海に面する城下町起源の都市」という条件に当てはまるのは浜田だけである。よつて、作品舞台は現浜田市と断定して間違ひはないであろうと結論付けた。浜田市は、山陰地方の軍都として栄えた都市である。一八九八年に歩兵第二十一連隊がおかれ、日露戦争においてはここから出征している。^⑫即ち、他地域にもまして戦争と密接な地域であつたわけだ。そうした地域において、老夫人は大砲の音に気が付くことがなかつた。浜田を「或るお城下まち」と表現しなければならなかつた理由はここにあると言えよう。

しかし、「物慾」という言葉を用い、妹の手紙の内容を暴露する老夫人に、その土地名を今更ながらに隠す必要はあつたであろうか。「島根縣」「松江」という特定の場所を述べる彼女は、同様にして浜田の名を口にしていたのではないか。それに修正を加えることができたのは、語り手の他にない。老夫人の声を耳にし、その表情を目にした語り手には、彼女の真意が伝わっていたはずだ。だが、用いられたのが声という媒体である以上、その主張がやがては消えゆくものであることも語り手は悟つ

ていた。老夫人の主張が葬られることは、同時に、妹が姉に投げかけた言葉もまた失われることを意味している。彼女の語る悲痛な物語に耳を傾けた語り手は、まさしく生前の妹がそれを試みていたように、姉妹の主張を文字として残す必要性を感じたのではないか。だが、それを堂々と文字に起こすことは、死を前にした妹にこそ可能であったのであり、語り手には決してできることではなかった。その主張に気が付かれてしまえば、全ては否定され葬られてしまう。故にこそ、語り手は直接的な表現を避け、背景の多くは語らずに、しかし、時として暗示を交えながら話を展開するに至ったのである。そして老夫人もまた、それを望んだが故に敢えて物語ったのではないだろうか。確固たる文字として残されるはずでありながら、自らの行為によって失われてしまった妹の主張。老夫人と語り手は、その主張に『葉桜と魔笛』という、失われることのない確固たる形を与え世に提示したのである。

注

- (1) 長原しのぶ「山岸外史『人間キリスト記』の影響と可能性―『葉桜と魔笛』を中心に―」(『太宰治スタディーズ』二〇一二年六月号)
- (2) 妹の命日は、日本海海戦の三日後であるとの記載から、五月三十日から三十一日であると推測できる。ただし、姉が大砲の音を聞いたのが午後であることから、「あの日」は二十七日でなくてはならない。よって、妹の命日は三十日と断定できる。
- (3) 文部科学省「中学校令施行規則(抄)(明治三十四年三月五日文部省令第三号)」文部科学省ホームページ、http://www.next.go.jp/b_menu/hakusho/html/other/detail/1318040.htm (閲覧日 2017/10/27/16:33)
- (4) 大平剛「太宰治『葉桜と魔笛』論」(『帯広大谷短期大学紀要』二〇〇七年三月号)

年三月号)

- (5) 井原あや「姉が編み上げたロマン―太宰治『葉桜と魔笛』を読む―」(『相模国文』二〇〇七年三十四卷)
 - (6) 阿久津三郎「腎臓結核療法ニ就テ」(『順天堂醫事研究會雜誌』、一九〇六年四百一号)
 - (7) 河内重雄「太宰治のディコンストラクション―『葉桜と魔笛』における二つの文脈―」(『北九州市立大学文学紀要』二〇一六年八十六号)
 - (8) 「軍艦マーチ四十年記念大演奏會」、『朝日新聞』、一九四〇年八月二十二日、夕刊
 - (9) 葉桜には「美しさの盛りを過ぎた年増の女性」の意がある。
 - (10) 山崎重子「太宰治と浜田」(『亀山』、二〇〇四年三〇号)
 - (11) 『第五師管徵發物件表』(陸軍省、一九〇五年)
 - (12) 『明治參拾八年 島根縣統計書第二卷』(島根県、一九〇五年)
 - (13) 石見史談会『浜田町史』(誠社、一九三五年)
- 付記 テキストには筑摩書房版『太宰治全集』第三巻を用いた。